

返戻金制度

採用決定者が入社後 180 日以内に、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、採用企業に対してサービス利用料の 50%を甲へ返金するものとする。

但し、採用決定者の死亡など不測の事態による場合、ならびに採用企業の採用決定者に対する処遇 及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なっていたり、採用企業の生産計画 の変更等に起因する場合はこの限りではない。尚、病気による退職は自己都合による退職とし、返金の 対象とする。